

避難施設等に関する工事

仮使用認定制度及び安全計画届出制度における避難施設等に関する工事とは、下記の部分に支障を及ぼす工事です。

建築基準法施行令第 13 条

- ① 避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）以外の階にあっては居室から第 120 条又は第 121 条の直通階段に、避難階にあっては階段又は居室から屋外への出口に通ずる出入口及び廊下その他の通路
- ② 第 118 条の客席から出口の戸、第 120 条又は第 121 条の直通階段、同条第 3 項ただし書の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの、第 125 条の屋外への出口及び第 126 条第 2 項の屋上広場
- ③ 第 128 条の 3 第 1 項の地下街の各構えが接する地下道及び同条第 4 項の地下道への出入口
- ④ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備で自動式のもの
- ⑤ 第 126 条の 2 第 1 項の排煙設備
- ⑥ 第 126 条の 4 の非常用の照明装置
- ⑦ 第 129 条の 13 の 3 の非常用の昇降機
- ⑧ 第 112 条（第 128 条の 3 第 5 項において準用する場合を含む。）又は第 128 条の 3 第 2 項若しくは第 3 項の防火区画

(参考)

①	令第 120 条		直通階段
	令第 121 条		2 以上の直通階段
②	令第 118 条		劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、 (以下「劇場等」という。)
	令第 125 条	第 1 項	出口までの歩行距離
		第 2 項	劇場等の屋外への出口の開放方向
		第 3 項	床面積の合計が 1,500 m ² を超える物品販売行業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅
	令第 126 条	第 2 項	5 階以上の階が百貨店の売場である場合の避難用の屋外広場
⑧	令第 112 条		面積区画、高層区画、堅穴区画、異種用途区画
	令第 128 条の 3	第 2 項	地下街の区画
		第 3 項	